

西宮市農業振興対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。)に基づき、市内の農業団体等が実施する事業に要する経費の全部又は一部を補助することにより、市内農業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号のとおりとし、その内容については別表に掲げるとおりとする。

- (1) 農産物品評会展示・即売事業
- (2) 経営所得安定対策等推進事業

(補助金の交付基準)

第3条 補助金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 農産物品評会展示・即売事業

補助対象経費の合計額の10分の10以内とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。但し、気象条件や天変地異など、主催者の責めによらない不測の事態により、補助事業の一部又は全部が中止となった場合は、既に執行済みの経費又は社会通念上取り消すことができない経費のうち、補助金対象経費にかかる補助金部分については、交付対象とする。

- (2) 経営所得安定対策等推進事業

補助対象経費の合計額の10分の10以内とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金規則に基づき手続きを行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 次の各号に掲げる要綱は平成21年3月31日をもって廃止する。
 - (1) 西宮市都市農業推進協議会補助金交付要綱
 - (2) 西宮市農産物品評会補助金交付要綱
 - (3) 農業指導推進対策事業補助金交付要綱
 - (4) 西宮市花卉協会補助金交付要綱
 - (5) 西宮市農業青年研究会補助金交付要綱

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第2条関係）

事業名	補助対象者	補助対象事業の内容	補助対象経費
農産物品評会展示・即売事業	西宮市農業祭等 実行委員会	西宮市農産物品評会を通して、生産技術の向上につなげ、農産物の展示、即売により農業に対する市民の理解を深める。	農業祭等での農産物品評会及び即売会に要する事業経費
経営所得安定対策等推進事業	西宮市地域農業 再生協議会	農業経営の改善及び国内生産力の確保を目的とした経営所得安定対策制度の趣旨及び内容の周知等を図る。	総会、推進活動及び要件確認に要する事業経費